

答申第 1175 号

諮問第 1848 号

件名：ボランティア選考シートの一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、愛知・名古屋 2026 大会ボランティア選考シート（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした評価要素の詳細が分かる部分のうち、加点要素については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 3 月 10 日付けで行った開示請求に対し、知事が同月 24 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 概要

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第 5 回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「愛知・名古屋 2026 大会」という。）におけるボランティアは、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）並びに開催都市である愛知県及び名古屋市（以下「開催都市」という。）が一体となって運営し、応募者の募集・採用・研修等を実施している。

ボランティアには、組織委員会が所管する主に競技会場内で活動する大会ボランティア及び開催都市が所管する主に競技会場外で活動する都市ボランティアがあり、募集人数として、それぞれ大会ボランティアが約 36,000 人、都市ボランティアが約 4,000 人を目標としている。

上記のとおり、大会ボランティアと都市ボランティアで所管が分かれているものの、募集人数は大会ボランティアが多数を占めることから、実際の運用は組織委員会が主体となって、大会ボランティア及び都市ボ

ランティア（以下「愛知・名古屋 2026 大会ボランティア」という。）に係る運営の方針等を決定している。

愛知・名古屋 2026 大会ボランティアの募集期間は、2024 年 10 月 21 日から 2025 年 10 月 31 日までとなっており、採用イベントの結果、採用に至った者は、研修を経て、2026 年 2 月頃に、大会ボランティア、都市ボランティアのどちらかの役割に決定する。

また、愛知・名古屋 2026 大会ボランティアのうち、他の愛知・名古屋 2026 大会ボランティアをまとめるボランティアリーダーとして採用された者は、リーダー研修の受講が可能となる。

イ 愛知・名古屋 2026 大会ボランティアの性質

一般的に、ボランティアの採用は、いわゆる就職における面接のように積極的に応募者を選別する性質のものではないが、特に他者との対話を要するボランティアでは、意思の疎通を十分に図ることが難しいと判断された者は、適切な活動を行うことが困難であると考えられるため、選考を実施している。

愛知・名古屋 2026 大会では、国内外から多数の選手や大会関係者、観客の来訪が見込まれており、愛知・名古屋 2026 大会ボランティアには、競技会場の運営や来訪者の誘導、他の愛知・名古屋 2026 大会ボランティア応募者とのグループ行動などを通じて、他者との対話を要する場面がある。

このように、愛知・名古屋 2026 大会ボランティアには、来訪者へのおもてなしを行い、大会全体のイメージを上げるための役割を担うことが期待されている。

また、ボランティアリーダーに採用された者は、上記に加え、当日の点呼や休憩時間の調整など大会運営職員の指示に従い、場合によっては現場の状況に応じた判断を行いながら、愛知・名古屋 2026 大会ボランティアの中心となって、他の愛知・名古屋 2026 大会ボランティアをまとめる役割を担うことが期待されている。

このため、採用イベントでは、積極的に応募者を不採用としないといった側面はある一方、上記の役割が果たせないと見受けられる者を採用した場合、大会運営に係る事務の目的が達成できなくなるおそれがあることから、選考の要素を完全に排除することはできない。

ウ 採用イベント

採用イベントは、愛知・名古屋 2026 大会ボランティアに応募した者を対象として、愛知・名古屋 2026 大会ボランティアの活動概要の説明や誰もが楽しんで参加できるようなグループワーク等を行うものであり、イベント内で愛知・名古屋 2026 大会ボランティアの選考を行っている。採用イベントでは、愛知・名古屋 2026 大会ボランティアとして活動する上で必要となるコミュニケーション能力等を有する者であることを確認するとともに、

ボランティアリーダーの選考も合わせて行っている。

採用イベントは、応募した者から順次、愛知県内外の会場で実施しており、2025年3月から開始し、今後も複数回にわたって実施する予定である。採用イベントの運営は、組織委員会ボランティア課の職員（以下「ボランティア課職員」という。）が主体となり、ボランティア課以外の組織委員会の職員や開催都市の職員が審査員として従事している。

エ 本件行政文書

本件行政文書は、採用イベントを行うに当たり、組織委員会が作成し、知事が取得した文書である。

本件行政文書には、採用イベントの「日時」「グループ名」「審査員名」「ID ナンバー」「氏名」「加点要素」としてAからCまでの三段階、「見極め要素」として①から⑥までの六段階、「備考」が記載されている。このうち不開示とした部分は、見極め要素及び加点要素についての評価要素の詳細が分かる部分である。

本件行政文書は、採用イベント当日にボランティア課職員がその日の選考を担当する審査員に審査方法を口頭で説明の上、書面により当該審査員が本件行政文書に記入した上で、採用イベント終了後にボランティア課職員へ書面により手交し、提出している。

(2) 第7条第6号該当性について

ア 見極め要素

(ア) 採用イベントの評価対象となる実施項目

採用イベントは、応募者受付、概要説明、グループワーク、顔写真撮影、支給予定のユニフォームのサンプル品のサイズ確認、大会種目の競技体験などで構成されている。

このように採用イベントは様々なコンテンツで構成されているが、評価対象となる実施項目が明らかになることで、当該項目のみをクリアすればよいという、その場しのぎの偏った行動をとる者が現れることも考えられる。

その結果、採用イベントの趣旨とは異なる事態が生じることが想定され、愛知・名古屋2026大会ボランティアとして活動するに当たって必要となる、指示に対する理解力や受容力、協調性や対人関係能力などの適性を正確に判断することが困難となり、公正な選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 具体的な評価のポイント

具体的な評価のポイントは、採用イベントにおいて審査員が評価をする際の基準となる行動例を示すものである。この基準をもとに、参加者の個々の所作に応じて個別に審査を行っているものであり、参加者のどのような性格及び能力に着目するかといった人間性を問う部分を開示す

ると評価の着眼点が具体的に明らかになることから、参加者がそれを意識した行動をとることが想定され、参加者本来の資質の正確な把握が困難となり、(ア)と同様、公正な選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 加点要素

開示しないこととした部分は、具体的な評価のポイントであり、これを開示した場合に生じる支障は前記ア(イ)で述べたとおりであり、これが開示されると、ボランティアリーダーとして求める人物像に見合った主体性や傾聴力、包容力などの資質や能力を備えている人物の適切な確保に支障を来し、大会運営に係る事務の目的が達成できなくなるおそれがある。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知・名古屋2026大会ボランティアの選考にあたり、採用イベントで使用されるボランティア選考シートの様式であって、組織委員会が作成し、知事が取得した文書である。

(2) 本件審査請求について

実施機関は本件行政文書のうち、評価要素の詳細が分かる部分（以下「本件不開示部分」という。）について不開示とする行政文書一部開示決定をしたところ、審査請求人から本件不開示部分を開示することを求める本件審査請求が提起された。

(3) 条例第7条第6号該当性について

実施機関によれば、本件不開示部分を公にすることにより、具体的な評価のポイントが明らかとなり、その結果、参加者がそれを意識した行動をとることで、ボランティアとしての適性を正確に判断することが困難となり、公正な選考に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

ア 見極め要素について

当審査会において本件不開示部分のうち見極め要素の部分を見分したところ、採用イベントにおける評価対象となる実施項目や具体的な評価のポイントとなる行動例が記載されていた。これらの記載は、ボランティアの採用の可否を判断するためのものであり、公にすることになれば、参加者が評価要素のみをクリアすればよいというその場しのぎの行動をとることも考えられることから、参加者の本来の資質の正確な把握が困難となり、ボランティアの公正な選考に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分のうち見極め要素については、条例第7条第6号に該当する。

イ 加点要素について

当審査会において本件不開示部分のうち加点要素の部分を見分したところ、ボランティアリーダーを選出するにあたっての具体的な評価のポイントが記載されているものの、その内容はリーダーに求められる要素としては一般的なものであると認められる。また、参加者が加点要素を知ったとしても、選考中に当該要素を意識した行動を取り続けられるのであれば、ボランティアリーダーとしての資質や能力を備えているとも考えられることから、これを公にしたとしても、ボランティアリーダーの適切な確保に支障を来し、大会運営に係る事務の目的が達成できなくなるおそれがあるとは認められない。

よって、本件不開示部分のうち加点要素については、条例第 7 条第 6 号に該当しないため、開示すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 9 . 1 6	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 1 1 . 2 7 (第 716 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
8 . 1 . 2 0 (第 719 回審査会)	審議
8 . 2 . 2 5	答申